

平成30年 第9回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

## 平成30年 第9回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年9月27日(木) 午後1時26分 閉 会 平成30年9月27日(木) 午後1時42分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	欠席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	欠席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	欠席
10	浦 口 義 之	欠席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	2 番 長 門 強 委員			15 番 森 孝 之 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 3	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について					
第 4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					

(午後 1 時 2 6 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 3 0 年第 9 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 番 小笠原委員、1 0 番 浦口委員、1 4 番 北井委員、1 9 番 菱沼委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、2 番 長門委員、1 5 番 森委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

補足ですが、こちらはワイス国営地区内の農地でありまして、これまで牧草畑として利用されていたものです。今後につきましては、来年の作付に向けて、新たな耕作者への売買を予定しております。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は 1 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

申請地は、発足市街の交差点から道道発足線を宮丘方面へ約 3 0 0 m 進んだ先に位置しております。申請内容は、申請者が現在住んでいる住宅が老朽化し、また手狭になってきたため、隣接地に新たに農家住宅を建設するものです。第 1 期工事として、許可後から 1 1 月末までに盛土を行って宅地を造成し、第 2 期工事として来年 4 月 1 5 日から 1 0 月末までの工期で住宅を建設する計画となっております。この土地は農用地区域外になりまして、農地区分については、水道管と下水道管が埋設さ

れている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500m以内に役場発足出張所や発足診療所など、2つ以上の公共公益的施設が存在することから、原則として転用可能な第3種農地と判断できます。申請地は申請者の住宅や農業用施設と隣接しており、営農の拠点となる立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認については、先週の21日に、長門委員、西本委員、小野委員の3名で実施しております。なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農地転用案件の一部については対象から除外されており、第3種農地の転用や、農家住宅への転用は意見聴取不要となっています。そのため、本案件については、本日の決定をもって明日付けで許可を予定しておりますので、お含みおきください。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

#### ◎日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の転用申請は1件です。  
(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、ホームマック共和店付近の国道276号線から町道中老古美線に入り、約300m先の町道老古美線を左折し、1.8km程進んだ先に位置しております。申請内容は、馬鈴薯貯蔵のための農業用倉庫が手狭になったことから、馬鈴薯貯蔵及び農機具保管用の大型テント倉庫を設置するとともに、周りの土地を農機具・資材置場及び通路として利用するものです。当該地の農地区分は、農用地区域外であり、おおむね10町以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農業用施設は第1種農地の不許可の例外に該当となります。また、申請者の既存の農業用施設と隣接しており、経営地が集まり営農の拠点となる立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認は、先週の21日に、北井委員、菱沼代理、森委員の3名で実施しております。なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農業用施設への転用も対象から除外されています。そのため、本案件につきましても、本日の決定をもって明日付けで許可を予定しております。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩致します。  
(休憩 13:36~13:41)
- 議長 会議を再開致します。  
議案の説明が終わっておりますので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。  
これにて、平成30年第9回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 4 2 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 9 月 27 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 2 番 長 門 強 印

議事録署名委員 15 番 森 孝 之 印